

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和2年11月11日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 7件

厚生年金保険関係 7件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000049号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000042号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(昭和59年1月15日)及び取得年月日(昭和59年11月15日)の記録を取り消し、請求期間のうち、昭和59年1月及び同年2月の標準報酬月額を10万4,000円、昭和59年3月から同年9月までの標準報酬月額を11万8,000円、昭和59年10月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和59年1月15日から同年11月15日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年1月15日から昭和59年11月15日まで

私は、昭和58年7月11日から昭和61年10月10日まで、A事業所に継続して同じ勤務形態で勤めていたが、昭和59年1月15日から同年11月15日までの期間の厚生年金保険被保険者期間が無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しないとしても事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、A事業所において厚生年金保険の被保険者資格を昭和58年7月11日に取得し、昭和59年1月15日に喪失した後、同年11月15日に再取得しているところ、雇用保険の加入記録、請求者から提出された請求期間に係る給料支払明細書及び同僚の陳述により、請求者が請求期間においてA事業所に継続して勤務していたと認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所は、昭和57年1月1日に厚生年金保

険の適用事業所になって以降、請求期間も適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、上記給料支払明細書によると、請求者は、請求期間に報酬の支払いを受けているものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、A事業所の請求期間当時の事業主は、オンラインシステムによる検索では特定することができず所在が判明しないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、請求者は、年金額に反映しないとしても事実即した記録の訂正を求めているところ、前述の給料支払明細書により請求期間に給与の支払いが確認できることから、昭和59年1月及び同年2月の標準報酬月額を10万4,000円、昭和59年3月から同年9月までの標準報酬月額を11万8,000円、昭和59年10月の標準報酬月額を11万円とすることが妥当である。

なお、請求期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000056号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000043号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①、②及び③の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

請求期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年9月11日
② 平成27年12月17日
③ 平成28年6月17日

私は、A社から請求期間①、②及び③に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。保険料が控除されていたのは間違いないので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る支給控除額一覧表により、請求者は事業主から請求期間①において800万円、請求期間②及び③において300万円の賞与を支給され、厚生年金保険法で定める標準賞与額の上限額である150万円の標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は

請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者に係る支給控除額一覧表により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①、請求期間②及び③は150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和2年7月20日年金事務所受付）し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①、②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000057号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000044号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①、②及び③の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

請求期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年9月11日

② 平成27年12月17日

③ 平成28年6月17日

私は、A社から請求期間①、②及び③に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。保険料が控除されていたのは間違いないので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る支給控除額一覧表により、請求者は事業主から請求期間①、②及び③において300万円の賞与を支給され、厚生年金保険法で定める標準賞与額の上限額である150万円の標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は

請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者に係る支給控除額一覧表により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①、請求期間②及び③は150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和2年7月20日年金事務所受付）し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①、②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000058号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000045号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年6月17日

私は、A社から請求期間に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。保険料が控除されていたのは間違いないので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る支給控除額一覧表により、請求者は請求期間において事業主から200万円の賞与を支給され、厚生年金保険法で定める標準賞与額の上限額である150万円の標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者

に係る支給控除額一覧表により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間は150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和2年7月20日年金事務所受付）し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000060号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000046号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成22年2月26日の標準賞与額を33万3,000円に訂正することが必要である。

平成22年2月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年2月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成22年2月26日の標準賞与額を34万円に訂正することが必要である。

平成22年2月26日の訂正後の標準賞与額(上記第1の1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年2月26日

請求期間に係る賞与について、A社が届け出を失念したために記録されていないが、当該賞与から保険料が控除されていたので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記貸金台帳で確認できる賞与額又は保険料控除額から、33万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間について、A社から提出された請求者に係る貸金台帳によると、賞与額34万円に見合う標準賞与額34万円は、保険料控除額に見合う標準賞与額33万3,000円よりも高額であることが認められることから、請求期間の標準賞与額は34万円とすることが必要である。

なお、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記第3の1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000061号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000047号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成22年2月26日の標準賞与額を11万8,000円、平成26年2月28日及び平成30年2月19日の標準賞与額を9万8,000円に訂正することが必要である。

平成22年2月26日、平成26年2月28日及び平成30年2月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年2月26日、平成26年2月28日及び平成30年2月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成22年2月26日の標準賞与額を12万円、平成26年2月28日及び平成30年2月19日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成22年2月26日、平成26年2月28日及び平成30年2月19日の訂正後の標準賞与額(上記第1の1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年2月26日
② 平成26年2月28日
③ 平成30年2月19日

請求期間①、②及び③に係る賞与について、A社が届け出を失念したために記録されていないが、当該賞与から保険料が控除されていたので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間①、②及び③において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は11万8,000円、請求期間②及び③は9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①、②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①、②及び③について、A社から提出された請求者に係る賃金台帳によると、請求者の賞与額に見合う標準賞与額について、請求期間①の12万円、請求期間②及び③の10万円は、保険料控除額に見合う標準賞与額である請求期間①の11万8,000円、請求期間②及び③の9万8,000円よりも高額であることが認められることから、標準賞与額については、請求期間①は12万円、請求期間②及び③は10万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①、②及び③の訂正後の標準賞与額（上記第3の1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000064号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000048号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①、②及び③の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

請求期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年9月11日

② 平成27年12月17日

③ 平成28年6月17日

私は、A社から請求期間①、②及び③に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。保険料が控除されていたのは間違いないので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る支給控除額一覧表により、請求者は請求期間①、②及び③において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの

標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者に係る支給控除額一覧表により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①、請求期間②及び③は50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和2年7月20日年金事務所受付）し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①、②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。